

負担を求める手法ごとの論点整理

	負担を求める行為	【論点①】政策目的の達成の手段として、正当な課税といえるか。	【論点②】課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか。	【論点③】課税客体の担税力(税の負担能力)をどのように評価するか。	【論点④】政策目的を達成するための財源が確保できるか。徴税費が割高とならないか。	【論点⑤】その性質からみて、税以外の手段(負担金,手数料,過料)により負担を課すべきものではないか	【論点⑥】法定税目の内容又は趣旨からみて不適切なものではないか ※ 地方税法における国の不同意要件	備考
移動行為	駐車場への駐車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の2つが目的か。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入浴客に求める。 ② 歩くまち・京都の推進(この場合、市民にも負担を求めることが考えられる。) ○ 駐車場の設置の抑制による町並み景観の保全という目的も考えられるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税対象となる駐車場の定義をどのように定めるか。 ○ 歩くまち・京都の推進との目的に照らし、課税対象を限定するなど考えられるのではないか。 ○ 他の交通手段を用いる者に負担を求めないことに公平性を見出せるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車料金を支払うことができることに担税力を見出すことができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その実態から、ある程度の財源が確保できるといえるか。 ○ コインパーキング等の開設に行政への手続は必要ないが、全市の駐車場の把握に膨大な行政コストがかかることはないか。 ○ 徴収方法としては、事業者による特別徴収が考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の考え方をもち、負担をどのように課すべきか。 <ul style="list-style-type: none"> <負担金,手数料> 受益の限度で事業経費の負担を求める場合 <過料> 制裁として負担を求める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の税目と課税標準を同じくし、かつ過重な負担となっている、との評価がされることはないか。 	<p><太宰府市の事例> (歴史と文化の環境税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 約8千万円の税収がある。 ○ 駐車場事業者が特別徴収している。 ○ 月極駐車場や事業所・店舗に付随する駐車場、臨時的駐車場(駐車可能台数5台以下又は営業日数10日以下)は対象外とされている。 <p>※ 本市の市営駐車場における年間延べ駐車台数は約150万台(うち観光バスは約11万台)</p>
	市バス・地下鉄の一日乗車券の購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の2つが目的か。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入浴客に求める。 ② 歩くまち・京都の推進(この場合、市民にも負担を求めることが考えられる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一日乗車券の購入行為は課税客体が明確といえるか。 ○ 他の交通手段を用いる者に負担を求めないことに公平性を見出せるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一日乗車券を購入できることに担税力を見出すことができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その実態から、ある程度の財源が確保できるといえるか。 ○ 課税客体の把握に膨大な行政コストがかかることはないか。 ○ 徴収方法としては、事業者による特別徴収が考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の考え方をもち、負担をどのように課すべきか。 <ul style="list-style-type: none"> <負担金,手数料> 受益の限度で事業経費の負担を求める場合 <過料> 制裁として負担を求める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の税目と課税標準を同じくし、かつ過重な負担となっている、との評価がされることはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の一日乗車券の金額 <ul style="list-style-type: none"> ・市バス 500円(平成11年度までは700円) ・地下鉄 600円 ○ 一日乗車券の発行枚数(平成27年度) <ul style="list-style-type: none"> ・市バス 約600万枚 ・地下鉄 約110万枚
	レンタサイクルの利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の2つが目的か。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入浴客に求める。 ② 歩くまち・京都の推進(この場合、市民にも負担を求めることが考えられる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レンタサイクルの利用という行為の定義を明確に行えるか。 ○ 他の交通手段を用いる者に負担を求めないことに公平性を見出せるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レンタサイクルの利用料を支払えることに担税力を見出すことができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レンタサイクルの利用の実態を把握する手段がない中で、税収の規模をどのように評価するか。 ○ 課税客体の把握に膨大な行政コストがかかることはないか。 ○ 徴収方法としては、事業者による特別徴収が考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の考え方をもち、負担をどのように課すべきか。 <ul style="list-style-type: none"> <負担金,手数料> 受益の限度で事業経費の負担を求める場合 <過料> 制裁として負担を求める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の税目と課税標準を同じくし、かつ過重な負担となっている、との評価がされることはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レンタサイクルの利用料金は、概ね1日1,000円～2,000円程度

	負担を求める行為	【論点①】政策目的の達成の手段として、正当な課税といえるか。	【論点②】課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか。	【論点③】課税客体の担税力(税の負担能力)をどのように評価するか。	【論点④】政策目的を達成するための財源が確保できるか。徴税費が割高とならないか。	【論点⑤】その性質からみて、税以外の手段(負担金, 手数料, 過料)により負担を課すべきものではないか	【論点⑥】法定税目の内容又は趣旨からみて不適切なものではないか ※ 地方税法における国の不同意要件	備考
市内での消費行為	宿泊	○ 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入浴客に求めることが目的か。	○ 宿泊行為は定義付けが明確に行えるか。	○ 宿泊料を支払うことができることに担税力を見出すことはできるか。	○ その実態から、ある程度の財源が確保できるか。 ○ 宿泊行為の把握に膨大な行政コストがかかることはないか。 ○ 徴収方法としては、事業者による特別徴収が考えられないか。	○ 以下の考え方をともに、負担をどのように課すべきか。 ＜負担金, 手数料＞ 受益の限度で事業経費の負担を求める場合 ＜過料＞ 制裁として負担を求める場合	○ 既存の税目と課税標準を同じくし、かつ過重な負担となっている、との評価がされることはないか。 ※ 入湯税は入湯行為に課税するものであり、課税標準が異なる。(東京都では市区町村に入湯税を、都に宿泊税を納入している施設もある。)	＜東京都及び大阪府の事例＞(宿泊税) ○ 東京都の平成27年度決算額は約20.7億円。また、大阪府の平年度税収見込額は約10億円。 ○ 東京都及び大阪府は宿泊業者が特別徴収している。 ※ 本市における延べ宿泊客数は2,091万人(平成27年)
その他の行為	別荘の所有	○ 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入浴客に求めることが目的か。 ○ 地域管理の空洞化の予防や、良好な住環境の整備を図るという目的も考えられるのではないか。	○ 別荘の定義をどう定めるか。例えば、相続等で空き家となっている家屋等と区別する必要があるか。 ○ 公平な課税のため、課税捕捉をどのように行うか。	○ 居住用の家屋以外に家屋を所有できることに担税力を見出すことはできるか。	○ 別荘として利用しているかを把握するためには個別に確認する必要があるが、膨大な行政コストがかかることはないか。	○ 以下の考え方をともに、負担をどのように課すべきか。 ＜負担金, 手数料＞ 受益の限度で事業経費の負担を求める場合 ＜過料＞ 制裁として負担を求める場合	○ 既存の税目と課税標準を同じくし、かつ過重な負担となっている、との評価がされることはないか。	＜熱海市の事例＞(別荘等所有税) ○ 別荘の定義は、「主として保養の用に供する目的で所有するもの」などとされている。 ○ 約1万件の課税件数があり、約5.5億円の税収がある。
	バッファゾーンへの入り込み(協力金)	○ 世界遺産周辺などの景観保全が目的か。 ○ 本市では他にも様々な施策を講じている中で、景観保全を目的として協力金を求めるべき理由はあるか。	○ どのような行為に対し、どのような手法で負担を求めるか。	—	○ 負担の求め方によって、市の収入の規模が変わってくるのではないか。	○ 世界遺産周辺などの景観保全という目的に照らせば、協力金として徴収することに合理性があるといえるか。	—	